

FP2級・AFP合格対策コース

基本講義 FP総論

(株)東京ファイナンシャルプランナーズ

ファイナンシャルプランニングの全体像

コーポレートファイナンスとパーソナルファイナンスの比較

法人	個人
経営理念・ミッション	ライフデザイン
事業計画	ライフプラン(広義)・ライフイベント表
経営計画・予算	ライフプラン(FP上)
貸借対照表 資産負債管理 ポートフォリオ・マネジメント	個人バランスシート 資産負債管理 ポートフォリオ・マネジメント
損益計算書・キャッシュフロー計算書	キャッシュフロー表
コーポレート・リスクマネジメント	パーソナル・リスクマネジメント
事業承継(オーナー経営者の場合)	相続

ファイナンシャルプランニングの全体像

FPプロセスの6ステップ

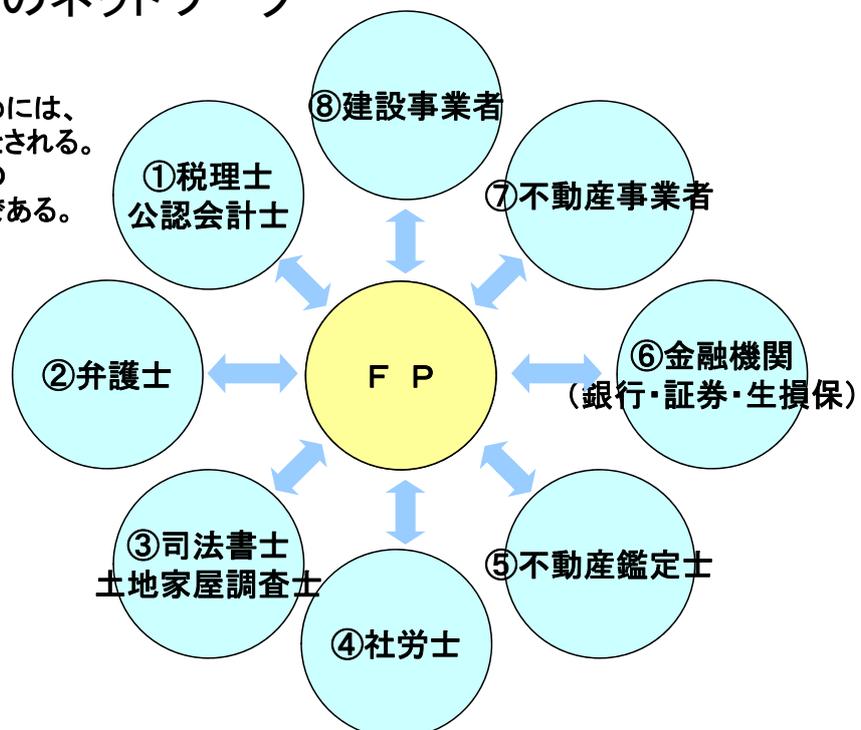
- ① 顧客との関係確立とその明確化
- ② 顧客データの収集と目標の明確化
- ③ 顧客のファイナンス状態の分析と評価
- ④ プランの検討・作成と揭示
- ⑤ プランの実行援助
- ⑥ プランの定期的見直し

2

ネットワークづくりの重要性

外部スタッフとのネットワーク

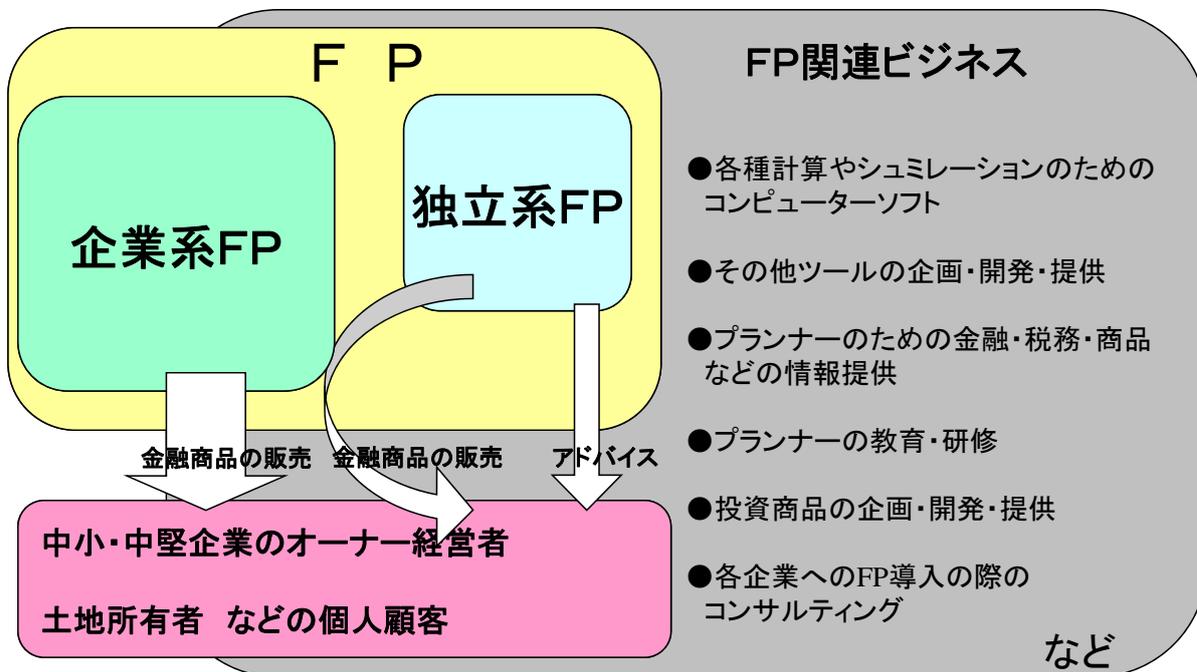
プランナーあるいはFP会社が、顧客の多様なニーズにこたえるためには、実に幅広い知識とノウハウが必要とされる。しかし、1人のプランナーですべてのニーズにこたえるのは至難のわざである。そこでFP業務においては、外部スタッフとの提携は、欠かせないといえる。



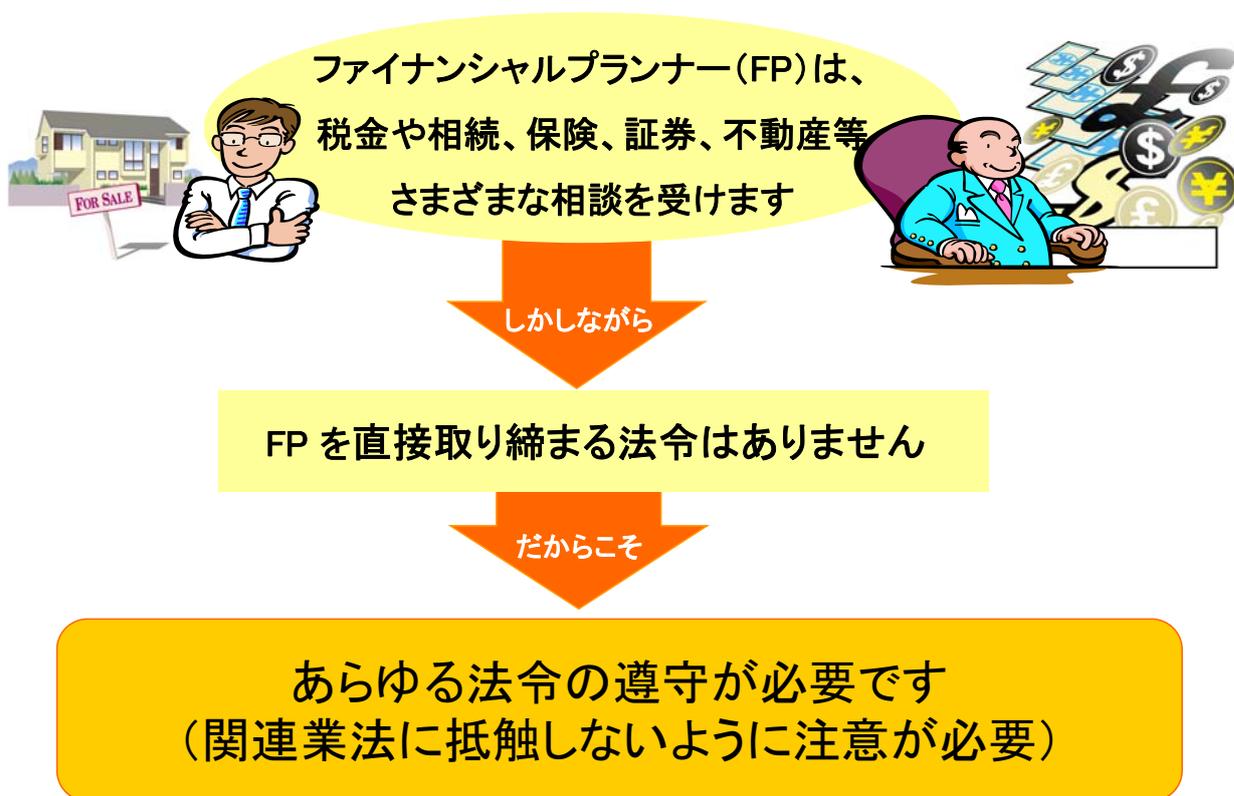
3

FP業界とFPビジネス

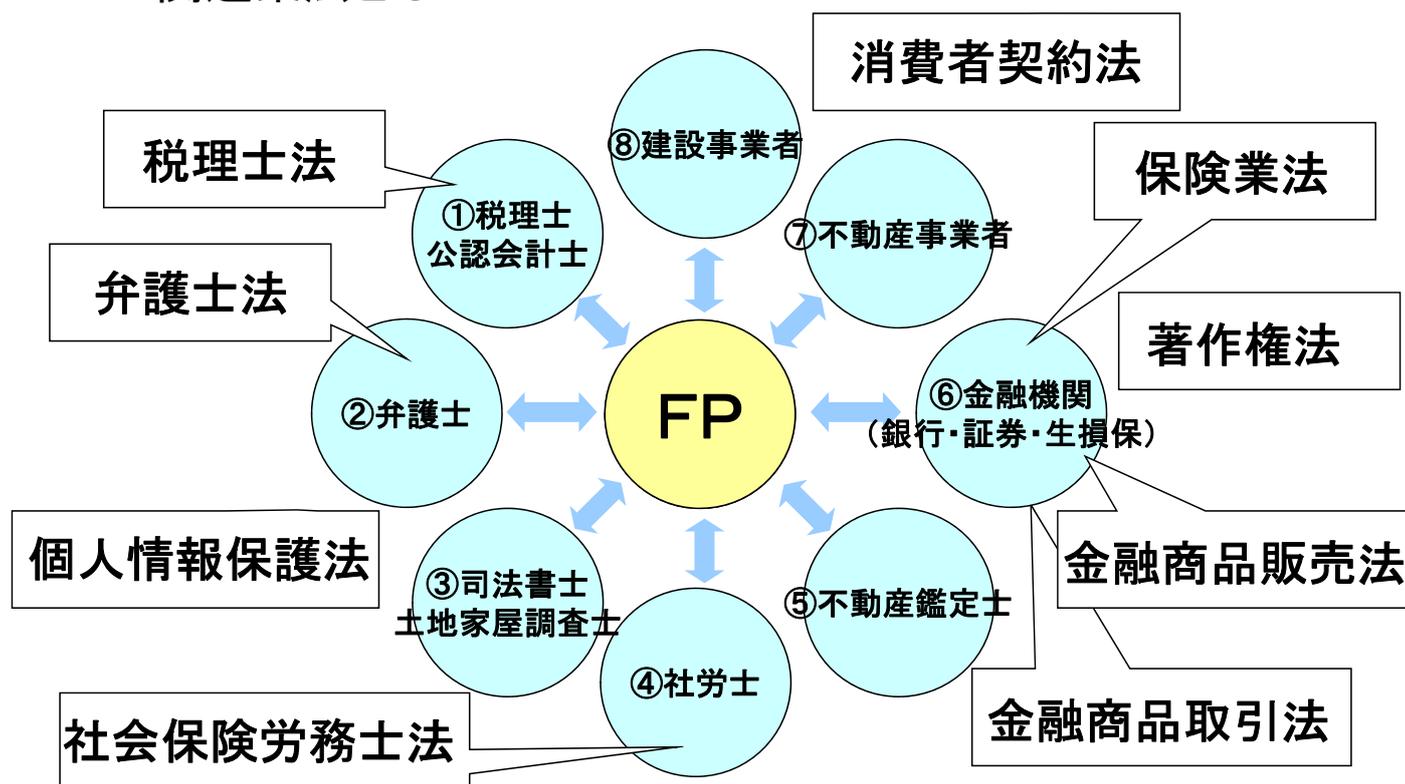
FPビジネスの実際



FPと倫理



関連業法とは・・・



6

金融商品取引法業者に対する行為規制

金融商品販売業者が、顧客に対して金融商品を販売する際には、投資者保護の立場から金融商品取引法では禁止事項などの行為規制を設けています。

- 適合性の原則
- 契約締結前の書面交付義務
- その他の行為規制
 - ・顧客に対する忠実義務
 - ・損失補填の禁止
 - ・広告規制
 - ・営業所、事務所ごとに標識を掲示する義務
 - ・虚偽の説明の禁止
 - ・分別管理の禁止
 - ・不招請勧誘・再勧誘の禁止

7

FPと金融商品販売法

金融商品販売法の概要

説明義務違反を理由とする損害賠償請求における顧客の立場負担の軽減。

金融商品販売業者等の勧誘の適正確保

8

金融商品販売法のポイント

- 説明義務の明確化
- 損害賠償責任
- 勧誘方針の策定
- 適合性の原則
- 金融商品販売業者等の断定的な判断の提供等の禁止

9

金融商品販売法の対象となるものとならないもの

□対象となるもの□

預貯金、定期積金、投資信託、金銭信託、株式、社債、保険・共済、抵当証券、商品ファンド、デリバティブ取引、有価証券、オプション取引、外国為替証拠金取引 など

■対象とならないもの■

商品先物取引(国内)、ゴルフ会員権、レジャー会員権 など

消費者契約法との比較

	消費者契約法	金融商品販売法
適用範囲	消費者と事業者の間で交わされる契約全般	金融商品販売に係わる契約
保護の対象	個人(事業の契約者を除く)	個人及び事業主(プロを除く)
法律が適用される場合	(1)重要な事項に関して誤認させた場合 ・事実と異なることを告げる ・不確実な事項について断定的な判断を提供する ・不利益な事実を故意に告げない (2)不退去、監禁の場合	重要事項の説明義務に違反した場合 <重要事項> ・元本欠損を生ずるおそれの有無およびその原因 ・権利行使期間の制限
法律の効果	契約の取消	損害賠償
立証責任	民法の原則どおり、原告に立証責任	重要事項の説明がなかったことは原告が立証しなければならないが、説明がなかったことによって損害が発生したと、元本欠損額が損害額であることは、推定される

FPと税理士法

税理士の業務とは・・・

① 税務代理

② 税務書類の作成

③ 税務相談

④ 会計業務

⑤ 租税に関する訴訟の補佐人



12

税理士業務の制限

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない

【税理士法第52条】

つまり

有償・無償を問わず、税理士資格のないFPは、税務代理、税務書類の作成ができない。

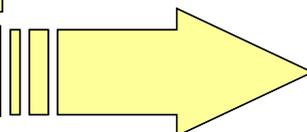
① 税務代理



② 税務書類の作成



③ 税務相談



13

税理士業務に該当する税務相談とは

顧客の具体的な税額計算に基づく金額、税額そのものを指しています。

つまり

ただ単に仮定の事例に基づき計算を行うことは含まれません。
(一般的な税法の解説なども税務相談には該当しません。)

14

税理士資格の無いFPができる業務とできない業務

	してもよい	してはならない
業務内容	<ul style="list-style-type: none">○ 不特定多数を対象とする税制関係のセミナー講師。○ 現行の税制、税制改正概要の説明。○ 申告等に必要書類の例示。○ 税目、税率等や仮データに基づく概算税額の揭示。○ 最寄の税理士会の紹介。	<ul style="list-style-type: none">● 税務処理の作成。● 顧客の個別、具体的な数字データに基づく税務計算、税務相談。● 節税等の個別、具体的なアドバイス。

15

FPと弁護士法



非弁護士の法律事務の取り扱い等の禁止

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訴事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。

弁護士資格の無いFPができる業務とできない業務

	してもよい	してはならない
業務内容	<ul style="list-style-type: none">○ 不特定多数を対象とする相続関係のセミナー講師。○ 相続に係る民法や相続税法の概要の説明。○ 普通方式の遺言方法の説明および公正証書遺言の優位性の説明。○ 相続手続関係書類の例示。○ 最寄の弁護士会の紹介。○ 公証人役場の紹介。○ 遺言信託作成の顧客に対する信託銀行の紹介。	<ul style="list-style-type: none">● 贈与契約書の作成。 (司法書士資格のあるFPは除く。)● 自筆証書遺言の作成指導。● 相続対策・分割対策相談。● 遺産分割協議書の作成。

FPと保険業法

募集人資格のない者が保険商品の販売、契約の締結代理や媒介を行うことは、保険業法で禁止されています。

18

FPと著作権法

著作権とは、「思想又は感情を創作的に表現した」著作物（論文、講義レジュメ、講演や講義などの口述による著作物・パワーポイントなどによる図・デジタル著作物であるコンピュータソフトなど）を独占的に支配する権利。

なので

資料・レジュメ等を作成する際には著作権法に抵触しないように注意が必要です。



法令や条例、通達、判例には著作権がないので自由に引用できます。

19

FPと個人情報保護法



「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。



・顧客番号や氏名コードなど、他の情報と照合することで特定個人を識別できるものも含まれます。

「個人情報取扱業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供しており、5,000件以上管理している事業者をいいます。

20

FPと社会保険労務士法

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て下記のような業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び法令で定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、その限りではない。

- 申請書等の作成
- 申請の代理
- 事務代理
- あっせん代理
- 帳簿書類の作成

21

社会保険労務士でないFPができる業務とできない業務

	してもよい	してはならない
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金の手続き先の案内。 ○ 最寄の社会保険事務所、社会保険事務局、年金相談センター、ハローワーク等の案内。 ○ 老齢基礎年金や厚生年金等の制度の説明、受取額の概算値の計算および相談。 ○ 定年後の雇用保険、在職老齢年金等の併給調整と賃金についての相談。 ○ 公的医療保険と介護保険の相談。 ○ 労災保険の特別加入、国民健康保険の特例等の相談。 ○ 最寄の社会保険労務士会の案内。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働社会保険諸法令に基づいて申請書等を作成する。 ● 申請書等について、その提出に関する手続きを代わってする。 ● 申請等について、代理する。 (事務代理) ● あっせんについて、紛争の当事者を代理する。(あっせん代理) ● 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成する。